

～ ビジネス拠点として那覇市に立地した企業の皆さま ～

令和元年度 那覇市企業立地 促進奨励助成金のご案内



❖ 募集期間 ❖

令和元年9月2日(月)～9月30日(月)



※受付時間は、午前9時から午後5時15分
ただし、午後12時から午後1時の間、平日、日曜日及び祝日は除く。
※要件あり。詳しくはお問い合わせください。

❖ 問い合わせ先 ❖

経済観光部商工農水課 産業政策グループ

☎098-951-3212

1. 助成金対象事業

- (1) 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号。以下「法」という。)第3条第6号の情報通信産業に属する事業
- (2) 法第3条第8号の情報通信技術利用事業
- (3) 法第3条第9号の製造業等に属する事業
- (4) 法第3条第10号の産業高度化・事業革新促進事業
- (5) 法第3条第11号の国際物流拠点産業に属する事業
- (6) 観光関連産業の振興に資する事業
- (7) エネルギー産業の振興に資する事業
- (8) 工芸産業その他の地域産業の振興に資する事業
- (9) 前各号に掲げる事業の振興及び発展に資する事業

2. 助成内容

① 賃借型（上限480万円）

- 那覇市民を3名以上を新規常用雇用し、申請時期において継続して6ヶ月経過していることを要件に、下記ア・イを加えた額を助成します。
 - ア. 事務所等の月額賃料10分の2に相当する額（限度額30万）の6か月分。
 - イ. 新規常用雇用人員分の雇用助成。
 - ・ 正規雇用者 30万円/人
 - ・ 非正規雇用者 5万円/人

② 建設型（上限500万円）

- 那覇市民を5名以上新規常用雇用していることを要件に、自社使用のため事務所等を建設または購入した場合に下記内容について助成します。
 - ア. 家屋固定資産税額分。
 - イ. 固定資産税の優遇処置を受ける場合、雇用助成（①イに順ずる）。
 - ウ. 購入の場合、家屋固定資産税額の2分の1。

